

放射線の量の測定方法及び判定方法

放射線障害予防小委員会

1. 放射線の量の測定は、中性子については中性子サーベイメータを、エックス線とガンマ線（以下「光子」という。）についてはエネルギー補償型シンチレーションサーベイメータ（以下「シンチレーションサーベイメータ」という。）を用いること。
2. 以下の計測器は原則として用いないこと。
 - (1) ガイガー・ミュラー計数管(GM計数管) 放射線の量を正確に測定できない
 - (2) 電離箱式サーベイメータ 感度が低い
 - (3) 半導体式線量計 エネルギー補償が不十分である
3. 1. の中性子サーベイメータ及びシンチレーションサーベイメータ（以下「サーベイメータ」という。）は校正を行った日の属する年度の翌年度末までに校正すること。
4. 放射線の量は、原則として放射性同位元素等を使用している状態で測定すること。
5. 放射線の量の測定は次の各号に掲げる順に行うこと。
 - (1) サーベイメータの時定数を 30 s 以上に設定する。
 - (2) サーベイメータを床上 100 cm の高さに時定数の3倍の時間、静置する。ただし、支障がある場合は他の高さでもよい。
 - (3) 続き指示値を $\mu\text{Sv/h}$ 単位で読み取る。
 - (4) (3)の読み取りから時定数程度の時間をおいて再び指示値を読み取る。この操作を繰り返し、計5回指示値を読み取る。
 - (5) 指示値の平均値を測定値とする。
6. 管理区域の外で、管理区域からの放射線の量がゼロとみなせる場所1箇所においても5. の測定を行い、この測定値をバックグラウンド値とする。
7. 測定値からバックグラウンド値を引いた値とゼロを比べ、大きい方の値を放射線の量とする。
8. 放射線の量の測定の記録には、測定者氏名、サーベイメータの種類、型式、時定数及び校正日、バックグラウンド値、測定箇所・測定値・放射線の量の一覧、並びに評価結果(異常の有無等)を記載すること。

附 則

この方法は、令和元年8月 1 日から施行する。